

幕別町消防団条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例								
<p>○幕別町消防団条例 (平成27年 9月25日 条例第31号)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合、団長、副団長については幕別町職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第15号。以下「旅費条例」という。)に規定する町長相当職、その他の団員については旅費条例に規定する行政職給料表の適用職員相当職の費用弁償を支給する。<u>ただし、十勝管内の市町村に旅行をした場合の日当は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 幕別町内 400円</p> <p>(2) 前号以外の各市町村 2,000円</p> <p>3 略</p> <p>第15条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第14条関係) 出動等費用弁償</p> <table border="1" data-bbox="112 1356 1111 1401"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給単位</th> <th>支給額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> </table>	区 分	支給単位	支給額	摘 要	<p>○幕別町消防団条例 (平成27年 9月25日 条例第31号)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合、団長、副団長については幕別町職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第15号。以下「旅費条例」という。)に規定する町長相当職、その他の団員については旅費条例に規定する行政職給料表の適用職員相当職の費用弁償を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>第15条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第14条関係) 出動等費用弁償</p> <table border="1" data-bbox="1158 1356 2161 1401"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給単位</th> <th>支給額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> </table>	区 分	支給単位	支給額	摘 要
区 分	支給単位	支給額	摘 要						
区 分	支給単位	支給額	摘 要						

現 行 条 例				改 正 条 例			
水火災等非常災害出動費用弁償	1日	<u>4,800円</u>	災害発生の場合の職務に従事した団員に支給する。1日単位は4時間とし、4時間を超えるごとに同額を支給する。	水火災等非常災害出動費用弁償	1日	<u>5,500円</u>	災害発生の場合の職務に従事した団員に支給する。1日単位は4時間とし、4時間を超えるごとに同額を支給する。
警戒出動費用弁償	1日	<u>3,600円</u>	火災警報、年末警戒、その他警戒に従事した団員に支給する。	警戒出動費用弁償	1日	<u>4,200円</u>	火災警報、年末警戒、その他警戒に従事した団員に支給する。
訓練出動費用弁償	1日	<u>3,600円</u>	演習、月例訓練、その他の訓練に出動した団員に支給する。	訓練出動費用弁償	1日	<u>4,200円</u>	演習、月例訓練、その他の訓練に出動した団員に支給する。
				<u>一般サービス出動費用弁償</u>	<u>1日</u>	<u>2,100円</u>	<u>会議等の職務に出動した団員に支給する。</u>
略				略			
				備考 <u>一般サービス出動費用弁償は、日当が支給されるときは、これを支給しない。</u>			